

お知らせ

令和3年度後期 授業料免除(経過措置)の募集

令和2年度から『高等教育の修学支援新制度』による授業料等減免が始まりました。「日本学生支援機構の給付奨学金」と「授業料減免」を併せて実施するものですので、基本的には『新制度』へ申請してください。

『新制度』の支援対象外または、従来の授業料免除制度による免除額を下回る学生に対し、経過措置として新制度との差額を免除します。

1. 対象 専攻科生

(前期に後期分も一括で申請し、各種証明書類を
全て提出した方は除きます)

2. 提出書類 ①申請書 (学生係にあります。)

②各種証明書類 (所得証明書等)

3. 締切 令和3年10月5日(火)17時 学生課学生係